

京都市告示第 444 号

京都市健康増進センターの指定管理者である財団法人京都市健康づくり協会から、京都市健康増進センター条例第4条ただし書の規定に基づき、臨時休館について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成21年1月30日

京都市長 門川 大作

1 臨時に休館する日

平成21年2月15日（日）

2 休館の理由

開設15周年記念行事を開催するため

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)